

## 財務諸表に対する注記事項（経理規程第58条）

社会福祉法人清山会

1. 継続事業の前提に関する注記
  - ・特になし
2. 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - ・有価証券なし
  - (2) 固定資産の減価償却方法
    - ・定額法
  - (3) 引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
    - ・退職給付引当金は、職員に対して将来支給する退職給付に備えるため、法人の負担する一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会退職共済掛金相当額を計上している
3. 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
  - ・平成27年度当初予算より社会福祉法人会計基準（平成23年基準）に基づく会計処理を実施している
4. 法人で採用する退職給付制度
  - ・独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済事業
  - ・宮城県民間社会福祉振興会退職共済
5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分  
当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
  - (1) 資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表
  - (2) 事業活動計算書及びこれに附属する事業活動内訳表
  - (3) 貸借対照表及びこれに附属する貸借対照表内訳表附属明細書として作成する書類は下記とする。
  - (1) 基本財産及びその他の固定資産の明細書
  - (2) 引当金明細書
  - (3) 拠点区分資金収支明細書
  - (4) 拠点区分事業活動明細書

- (5) 借入金明細書
- (6) 寄付金収益明細書
- (7) 補助金事業収益明細書
- (8) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- (9) 基本金明細書
- (10) 国庫補助金等特別積立金明細書
- (11) 積立金・積立資産明細書
- (12) サービス区分間繰入金明細書

拠点区分におけるサービス区分の内容

事業区分	拠点区分	サービス区分
社会福祉事業	本部	本部
	特別養護老人ホーム柳風園	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 地域密着型介護老人福祉施設
	杉の子保育所	保育所 一時保育事業
	津山デイサービスセンター	通所介護 介護予防通所介護 生きがい対応デイサービス事業
公益事業	清山会ケアプランセンター	居宅介護支援事業
	登米市津山・豊里地域包括支援センター	地域包括支援事業

#### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増減額	当期減少額	当期末残高
土地	92,635,700	0	0	92,635,700
建物	924,396,094	0	116,924,295	807,471,799
合計	1,017,031,794	0	116,924,295	900,107,499

#### 7. 基準第3章第4(4)及び(6)の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

- ・国庫補助金等特別積立金

旧柳風園西棟 54,967,125円

旧柳風園渡り廊下 2,370,984円

取り壊しのため取崩した。

8. 担保に供している資産

- ・担保に供されている資産

建物（基本財産）柳風園 1,044,610,350円

- ・担保している債務の種類及び金額

設備資金借入金（独立行政法人福祉医療機構） 217,300,000円

9. 固定資産について、減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・別紙固定資産管理台帳のとおり

10. 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

- ・該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

- ・該当なし

13. 重要な偶発債務

- ・該当なし

14. 重要な後発事象

- ・該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし